

日本機械学会 講演会における発行物について

本会では、研究発表講演会における発行物について下記のように規定を改定しました。

関連規定 8. 研究発表講演会開催運営要綱

<https://www.jsme.or.jp/jsme/uploads/2017/01/kanrenkitei8.pdf>

<1. 変更の概要>

<旧規定>

8. 講演論文集／アブストラクト集

講演会の研究発表内容は、以下のいずれかの方法で発行する。その方法は各講演会の講演募集の際に明示する。下記発行物の著作権は、日本機械学会に帰属し、定期的で開催される講演会においては、原則として講演会開催6箇月経過後 J-Stage [科学技術振興機構 (JST) が運営する電子ジャーナルプラットフォーム] で公開する。

- (1) 講演論文集 (電子情報媒体物: CD-ROM, DVD-ROM, USB などの媒体に電子情報として収録した物)
- (2) 講演論文集 (電子情報媒体物) + アブストラクト集 (印刷物)
- (3) 講演論文集 (印刷物) + 付録 (電子情報媒体物)
- (4) 講演論文集 (印刷物) のみ
- (5) アブストラクト集 (電子情報媒体物) のみ
- (6) アブストラクト集 (印刷物) のみ
- (7) 電子情報の配信 (Web)

発行日は必ず講演論文／アブストラクトが公開される前日とする。



<新規定>

8. 講演会の発行物

講演会の研究発表内容は、発行日を明記して以下のいずれかの方法で発行し、発行形態はホームページ等を通じて明示する。発行日は原則として開催初日とするが、電子的方法による事前公開も可とし、公開日を発行日とする。アブストラクト集と予稿集は参加者のみの配布資料とし、機械学会として著作権の譲渡は求めない。

- (1) アブストラクト集 (発表内容を簡潔にまとめたもの)
- (2) アブストラクト集+予稿集
- (3) 予稿集 (発表内容をまとめた論文)

講演論文集は、予稿集とは別に、講演会終了後に発行する。講演発表が行われた 2 ページ以上の論文で、かつ発表者が掲載を希望するものだけを収録し、電子ジャーナルプラットフォームで公開する。講演論文集の著作権は、原則として日本機械学会に帰属する。

- ◆講演会当日に、参加者に配布するものは上記の (1) ~ (3) のいずれかとなります。(1) ~ (3) は機械学会として著作権の譲渡は求めず、講演会の参加者のみに渡される配布資料という扱いになります。
- ◆講演会終了後、発表が行われなかったもの、1 ページ論文、著者が希望しないものを除き、講演論文集として発行し、J-STAGE (電子ジャーナルプラットフォーム) で公開します。講演論文集の著作権は、原則として本会に帰属します。

◆アブストラクト集と予稿集は、本会に著作権を譲渡いただいていないので販売は出来ません。

<2. 企画者への依頼事項>

◆講演申込について

1) 講演申込時に、チェックボックス等を設け、著者に講演論文集への掲載希望を確認してください。

記載例 1:

講演会終了後に、当日講演発表が行われたものを対象とし、投稿いただいた論文を「〇〇講演会講演論文集」に収録して発行します。本講演論文集は JST（科学技術振興機構）が運営する J-Stage（電子ジャーナルプラットフォーム）で公開いたします。ただし、講演論文への掲載を希望しないもの、当日発表が行われなかったもの、【原稿の長さが1ページのもの】は除きます。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/-char/ja>

講演論文集への掲載は著者の希望制となりますので、下記よりどちらかを選択してください。

講演論文集への掲載を希望し、著作権を日本機械学会に譲渡します。

講演論文集への掲載を希望しません。

※講演会の原稿を予め2ページ以上で設定している場合は、【 】を除いてください。

記載例 2:

講演申込時、最初に1つのチェックボックス☑があり、これを押さないと先に進めないシステムの設定になっている場合

(旧)

下記を確認頂き、同意出来る場合はチェックしてください。同意のチェックをしていただかないと申し込みできません。

日本機械学会著作権規定の通り、講演原稿の著作権は機械学会に譲渡いただきます。

ただし、著作者がご自身の著作物を利用する場合には本会の許可は必要ありません。

https://www.jsme.or.jp/jsme/uploads/2017/01/sansho08_japanese.pdf

同意する



(新)

講演論文集への掲載を希望する場合は日本機械学会著作権規定に従い著作権を日本機械学会に譲渡し、掲載を希望しない場合は譲渡しないことに同意する。講演論文集は J-Stage（電子ジャーナルプラットフォーム）<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/-char/ja> で公開されます。

なお、著作権を譲渡した場合でも著作者がご自身の著作物を利用する場合には本会の許可は必要ありません。

同意する

記載例 3:

講演論文集を J-Stage で公開していない講演会の場合

本会で J-Stage にかわる電子プラットフォームを準備し、本会 HP に会員限定で公開します。

<https://www.jsme.or.jp/publication/proceedings/>

J-Stage を、電子プラットフォーム 等の言葉に変えるなどしてご対応ください。

2) 講演会参加者に配布するものは以下の3つから企画者側（実行委員会側）で選択してください。

いずれも著作権の譲渡は求めません。

1. アブストラクト集（発表内容を簡潔にまとめたもの）
2. アブストラクト集+予稿集
3. 予稿集（研究発表をまとめた論文）

3) 講演論文集を発行する場合は、講演会終了後に、発表を行わなかった方、希望しない方、1ページ原稿を除いたものを、電子ジャーナルプラットフォームに掲載するデータとして事務局の講演会担当者にお送りください。原稿には、講演番号、ヘッダーやフッターには講演会名とコピーライト®の表記が必要です（後述のテンプレートを参照してください）。J-Stageに掲載する場合は、全講演を纏めた1つのPDFではなく、論文1件につき1つずつのPDFファイルが必要になります。

原稿作成について

本会 HP <https://www.jsme.or.jp/organization/department/guidance-of-management/>
関連規定 8. で発表者に作成いただく原稿のテンプレートを公開していますので参考にしてください。アブストラクト集、予稿集にコピーライト®の表記は必要ありません。

発行日について

アブストラクト集、予稿集、講演論文集の発行日は全て同じ（発行日は原則として開催初日とするが、電子的方法による事前公開も可とし、公開日を発行日とする）としてください。

<3. Q&A>

下記によくある質問を纏めましたので参考にしてください。

Q.) どうしてこのような変更が必要なのでしょう。

⇒A.) 下記の3つの問題点がありこれらを改善する必要がありました。

問題点 1.) 今まで著者の意向を伺うことなく J-Stage で公開されていました。

J-Stage で公開された論文は、査読における剽窃チェックツールの対象となり、二重投稿としてリストアップされてしまうため、対応を求める声が寄せられていました。著者の意向で、発表はしたいが公の論文にはしたくない、また学術誌等の査読付き論文との重複を避けたいという声も届いています。

その一方で、従来通り講演論文を公開して、業績としたいという意見もありました。そのため、J-Stage への掲載を著者の選択制とすることといたしました。

（後述の通り、企画者側で前もって全講演を対象として講演論文集を発行すると決定頂いた場合はこの限りではありません）

問題点 2.) 発表中止（No-Show）となった講演論文も講演論文集に掲載されていました。

当日配布をアブストラクト集、又は予稿集と呼び、講演会終了後に発行するものを「講演論文集」と呼び、その名称を使い分けることといたしました。

「講演論文集」は、原稿が1ページのもの、当日発表されなかったもの、J-Stage への掲載を希望されないものを除いて発行します。

問題点3.) 1 ページ原稿が J-Stage に掲載されていました。

本会では講演論文集を J-Stage で公開しています。本会個人会員の方は無料で閲覧が可能

(<https://www.jsme.or.jp/publication/proceedings/> を参照) ですが、有料で購入される方もおり、中身が 1 ページだけということでご苦情が寄せられておりました。1 ページ原稿にも論文としての有益な価値があることは理解しておりますが、これらのトラブルを避けるためです。

Q) 著者に講演論文集への掲載可否を必ず聞かなくてはならないのでしょうか。

⇒A. 企画者側で予め講演論文集の発行有無を決定した上で講演を募集しても構いません。発行する場合は、講演募集時に、全講演を対象として講演論文集を発行する(=全講演を電子ジャーナルプラットフォームで公開し著作権を譲渡いただく)ことを明記して下さい。

講演論文集を発行せず、当日配布資料だけの場合も、その旨を HP 等に記載し参加者に周知して下さい。

Q.) J-Stage とは何でしょうか。

⇒A.) 国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) が運営する日本最大級の電子ジャーナルプラットフォームです。J-Stage は、日本から発表される科学技術 (人文科学・社会科学を含む) 情報の迅速な流通と国際情報発信力の強化、オープンアクセスの推進を目指し、学協会や研究機関等における科学技術刊行物の発行を支援しています。現在 J-Stage では、国内の 1,500 を超える発行機関が、3,000 誌以上のジャーナルや会議録等の刊行物を公開しています。学協会や研究機関等における科学技術刊行物を発行しており、機械学会で定期的に行われている講演会の論文集や学術誌も、DOI (Digital Object Identifier の頭文字で、コンテンツの電子データに付与される国際的な識別子) 付きで電子公開されています。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/-char/ja>

Q.) J-Stage に掲載されるメリットは何でしょうか。

⇒A.) DOI (Digital Object Identifier : コンテンツの電子データに付与される国際的な識別子) 付きで電子公開され、広く世界に論文が公開されます。その掲載料は学会が負担します。

Q.) J-Stage に掲載しないを選ぶとどうなるのでしょうか。

⇒A.) 参加者だけに配布されるその場限りの資料への掲載となります。

Q.) 機械学会の講演会で発表した論文を、自分の業績としたいと考えています。その場合はどうしたら良いのでしょうか。

⇒A.) 講演論文集として、論文が公開されるようにして下さい。ただし、講演会によっては講演論文集を発行しない場合もありますので、HP 等で確認して下さい。

Q.) 既に講演会の準備が旧規定のまま進んでしまっています。

⇒A.) 次に開催する講演会から新規定に沿って開催をお願いいたします。既に講演会の準備が進んでいて途中で新規定への移行が可能な場合は新規定で運用いただいても差し支えありません。

Q.) 他団体と持ち回り等で開催している講演会があり、発行物に関しても既に取り決めがありません。

⇒A.) 既に取り決めがある場合はその取り決めを優先していただいて構いません。

<https://www.jsme.or.jp/jsme/uploads/2017/01/kanrenkitei8.pdf>

12. を参照してください。

Q). 講演会で発表し講演論文集に掲載された論文を、日本機械学会学術誌に投稿したいと考えていますが可能でしょうか。また他学会への投稿は可能でしょうか。

⇒A.)

日本機械学会学術誌では投稿規定を下記のように改定しました。

<学術誌投稿規定><https://www.jsme.or.jp/publish/submitrule.pdf>

第3条

投稿する原稿は、著者および共著者の原著であり、原稿受付の時点で、未公開であり未投稿でなければならない。但し、以下の全てに該当する場合は、未公開として取り扱う。別に協定等により、その扱いが定められている場合は当該協定等に従う。

- ・本会に著作権が譲渡された研究発表論文が講演されている場合。
- ・当該投稿論文に、講演済であることが明記されている（講演情報を記載する）場合。

従って、本会に著作権が譲渡された研究発表論文が講演されており、学術誌への投稿論文中に講演済みであることが明記されている場合は、投稿が可能です。

予稿集とアブストラクト集は未公開資料（講演会参加者限定の資料）になりますので、学術誌への投稿は可能です。

他学会へ投稿する場合は、投稿先の投稿規定をご確認ください。